申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号44

許認可等の内容		薬局開設の許可
根拠法令及び条項		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律第4条第1項
	関係条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する 法律第5条 薬局等構造設備規則第1条 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める 省令第1条
審		
査	基 準	・別紙のとおり (茅ヶ崎市薬局等許可審査基準及び指導基準)
基	(未設定の場合は その理由)	・無菌調剤室の共同利用に係る通知「薬事法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」(平成24年8月22日付厚生労働省医薬食品局長通知)
準		
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定(令和5年9月1日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 18日 (休日は含まない。)
期間	設定等年月日	平成 2 9 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)